

平成 27 年度介護報酬の改定の概要(抜粋)

I 平成 27 年度介護報酬改定に係る基本的な考え方

平成 27 年度の介護報酬改定は 2025 年に向けて、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を実現していくため、平成 26 年度制度改正の趣旨を踏まえ、中等度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化、介護人材確保対策の推進、サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築といった基本的な考え方に基づき行う。

II 平成 27 年度介護報酬改定の基本的な考え方とその対応

平成 27 年度の介護報酬改定については、以下の基本的な視点に基づき、各サービスの報酬・基準についての見直しを行う。

(1) 中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化

- ① 地域包括ケアシステムの構築に向けた対応
- ② 活動と参加に焦点を当てたリハビリテーションの推進
- ③ 看取り期における対応の充実

④ 口腔・栄養管理に係る取組の充実

(2) 介護人材確保対策の推進

(3) サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築

口から食べる楽しみの支援の充実



施設入所者が認知機能や摂食・嚥下機能の低下により食事の経口摂取が困難になっても、自分の口から食べる楽しみを得られるよう、多職種による支援の充実を図る

支援内容(例)

- ・咀嚼・嚥下能力に応じた食形態・水分量の工夫
- ・認知機能に応じた食事介助の工夫
- ・食するときの姿勢の工夫
(机やいすの高さ・硬さ、ベッドの角度、食具など)
- ・嚥下の意識化、声かけ
- ・食欲増進のための嗜好、温度等への配慮 等

Ⅲサービスの報酬・基準に係る見直しの内容

介護保険施設等入所者の口腔・栄養管理

経口維持加算の充実

経口維持加算については、摂食・嚥下障害を有する入所者や食事摂取に関する認知機能の低下が著しい入所者の経口維持支援を充実させる観点から、多職種による食事の観察（ミールラウンド）や会議等の取組のプロセス及び咀嚼能力等の口腔機能を含む摂食・嚥下機能を踏まえた経口維持支援を充実させる。

経口維持加算(I)： 28単位/日
又
経口維持加算(II)： 5単位/日

再編・充実

経口維持加算(I)： 400単位/月
経口維持加算(II)： 100単位/月(新設)

※ 算定要件等

- 経口維持加算(I)については、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害や誤嚥を有する入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに経口維持計画を作成している場合であって、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）に基づき管理栄養士等が栄養管理を行った場合、1月につき算定。
- 経口維持加算(II)については、当該施設が協力歯科医療機関を定めている場合であり、経口維持加算(I)において行う食事の観察及び会議等に、医師（人員基準に規定する医師を除く。）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合、経口維持加算(I)に加えて、1月につき算定。
- 経口維持加算(I)は、栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。経口維持加算(II)は、経口維持加算(I)を算定していない場合は、算定しない。

経口移行加算の充実

経口移行加算については、経管栄養により食事を摂取している入所者の摂食・嚥下機能を踏まえた経口移行支援を充実させる。

経口移行加算 28単位/日 → 28単位/日

※ 算定要件等（変更点のみ）

- 経口移行計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合、1日につき算定。
- 栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない

加算内容に応じた名称の変更

口腔機能維持管理体制加算、口腔機能維持管理加算については、入所者の適切な口腔衛生管理の普及を推進するため、**口腔衛生管理体制加算**、**口腔衛生管理加算**に名称を変更する。

口腔機能維持管理体制加算  **口腔衛生管理体制加算** 30単位/月

歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合

口腔機能維持管理加算  **口腔衛生管理加算** 110単位/月

歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合**口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない**

療養食加算の見直し

療養食加算については、入所者の摂食・嚥下機能面の取組を充実させる観点から、経口移行加算又は経口維持加算の併算定を可能にするとともに、評価を見直す。

療養食加算 23単位/日  18単位/日

※ 算定要件等（変更点のみ） ○ 経口移行加算又は経口維持加算との併算定が可能。

サービスの報酬が継続されるもの

居宅療養管理指導費・介護予防居宅療養管理指導費

歯科医師が行う場合（月2回を限度）

- （1） 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合（503単位）
- （2） 同一建物居住者に対して行う場合（同一日の訪問）（452単位）

歯科衛生士等が行う場合（月4回を限度）

- （1） 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合（352単位）
- （2） 同一建物居住者に対して行う場合（同一日の訪問）（302単位）

口腔機能向上加算

通所介護費・通所リハビリテーション費

口腔機能向上加算 1回につき150単位（月2回を限度）

介護予防通所介護費・介護予防通所リハビリテーション費

口腔機能向上加算 1月につき150単位を加算

選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）

- 運動器機能向上及び口腔機能向上（1月につき480単位を加算）
- 栄養改善及び口腔機能向上（1月につき480単位を加算）

選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）

- 運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上（1月につき700単位を加算）